

特定処遇改善加算について

社会福祉法人朋友会の福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況と職場改善についての取り組みについてご紹介いたします。

I. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

(1) 当法人では、福祉・介護職員等に対し、給与等の改善に設立された、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得し、福祉・介護職員等の給与の改善を行っています。

(2) (1)に加えて、令和元年10月に新設された特定処遇改善加算を取得し、「経験・技能のある障害福祉人材」等を優先し、他職員にも、経験年数や、資格取得状況に応じて年度末に一時金として基準等に該当する職員に分配し支給している。

※「経験・技能のある障害福祉職員」の基準は、福祉・医療経験等が10年以上であり、介護福祉士等の資格保持者、リーダー職に値するもの。

II. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

職場環境要件

資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講者や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境・処遇の改善	新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	中途採用者(他産業からの転勤者、主婦層、中高年齢者)に特化した人事制度の確立 (勤務シフトへの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	非正規職員から正職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減

社会福祉法人 朋友会

〒313-0222

茨城県常陸太田市松平町364-1

TEL 0294-70-5033

FAX 0294-70-5034